

岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業

実施方針

平成 23 年 2 月 1 日

岡山市

目 次

第1 特定事業の選定に関する事項	4
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	19
第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	20
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	22
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	23
(様式第1号)	24
別紙 - 1 事業スキーム図	25
別紙 - 2 計画地案内図	26
別紙 - 3 市と事業者のリスク分担表	27

岡山市(以下「市」という。)は、岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業(以下「本事業」という。)について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に準じて、実施するものとする。

この実施方針は、PFI法に準じて、特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって、本事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)として定めるものである。

本実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

特定事業	: P F I 法第 2 条第 2 項に規定される特定事業に準じた事業をいう。
本事業	: 岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業をいう。
リサイクルプラザ	: 可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、不燃ごみ、空きびん、ペットボトル等処理する施設をいう。
本施設	: 西部リサイクルプラザをいう。
D B O 方式	: 民間が設計 (Design)、建設 (Build)、維持管理・運営 (Operate) を行う。公共は資金調達を行い設計・建設に関与し、施設を所有する方式。
事業者	: 本事業を実施する選定事業者。落札者の構成員全員及び S P C で構成される。
S P C	: 落札者の構成員が自ら株主として出資設立する本施設の運營業務を目的とする特別目的会社 (Special Purpose Company) をいう。
入札参加者	: 本事業の入札に参加する企業又は企業グループをいう。
構成員	: 入札参加者を構成する企業をいう。
代表企業	: 入札参加者を代表し、市との交渉窓口となる企業をいう。S P C への出資は、50% を超える議決権割合を有するものとする。
設計企業	: 本施設の設計業務を行う企業 (1 社又は複数社) をいう。
建設企業	: 本施設の建設業務を行う企業 (1 社又は複数社) をいう。
建設事業者	: 市と建設工事請負契約を締結する者で、設計企業及び建設企業による共同企業体をいう。設計企業と建設企業を一つの企業が兼ねる単独の企業の場合は、当該企業をいう。
運営企業	: 本事業の運營業務を行う企業 (1 社又は複数社) をいう。
基本契約	: 本事業の設計・建設業務及び運營業務を事業者に一括で発注するために、市と事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	: 本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、市と建設事業者が締結する契約をいう。
運營業務委託契約	: 本事業の運營業務の実施のために、基本契約に基づき、市と S P C が締結する契約をいう。

- 特定事業契約 : 基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の3つの契約をまとめた総称をいう。
- 基本協定 : 落札者決定後、特定事業契約締結に向けて、市と落札者が締結する協定をいう。
- 交付金 : 循環型社会形成推進交付金をいう。
- モニタリング : 事業者が実施する設計・建設業務及び運営業務の実施状況についての市の監視をいう。

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

岡山市長 高谷 茂男

(3) 本事業の目的

本事業は、啓発機能を併せ持った西部リサイクルプラザ（以下「本施設」という。）を整備するとともに、安定的かつ経済的に稼動することにより、岡山市都市ビジョンに掲げる資源化率の向上や埋立処分率の低減など、持続可能な資源循環型社会の形成の推進に寄与することを目的とする。

なお、設計・建設及び維持管理・運営については、民間事業者のノウハウを活用するものとする。

(4) 事業の内容

1) 事業方式

本事業は、D B O（Design（設計） - Build（建設） - Operate（維持管理・運営））方式により実施する。

落札者の構成員及びS P C（落札者の構成員が株主として出資設立する特別目的会社）を選定事業者（以下「事業者」という。）として、市の所有となる西部リサイクルプラザの設計、建設、及び維持管理・運営（以下「運営」という。）に係る業務を一括して行うものとする。

2) 契約の形態

市は、本事業について事業者の本施設の設計・建設業務及び運営業務を一括で委託するために、事業者と本事業に係る基本契約を締結する。

また、市は基本契約に基づき、建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、市は基本契約に基づき、S P Cと本事業に係る運営業務委託契約を締結する。（別紙 - 1 参照）

3) 事業期間

事業期間は、次のとおり予定する。

ア 特定事業契約の締結：平成 24 年 3 月

イ 設計・建設期間：平成 24 年 3 月から平成 26 年 12 月（2 年 9 ヶ月）

ウ 運営期間：平成 27 年 1 月から平成 46 年 12 月（20 年間）

4) 事業期間終了時の措置

市は、事業期間終了後も 20 年間にわたり本施設を継続して公共の用に供する予定である。なお、事業者は、事業期間終了時に市の定める引継ぎ時における本施設の要求水準を満足する状態で、市に引継ぐものとする。

5) 計画施設の概要

ア 計画地の概要

所在地	岡山市北区野殿西町 428 - 2 (別紙 - 2 参照)	
敷地面積	約 9,400 m ²	
都市計画事項	都市計画区域	市街化調整区域
	用途地域	指定なし
	防火地域	指定なし
	高度地区・高度利用地区	指定なし
	建ぺい率	60%以下
	容積率	200%以下
	高さ制限	建築基準法による
	日影規制	規制なし
	河川保全区域	河川法による

イ 計画施設の概要

リサイクルプラザ	<p>粗大ごみ処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設規模：26t/日 (可燃性粗大ごみ 3t/日、不燃性粗大ごみ 3t/日、不燃ごみ 20t/日) <p>資源選別施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設規模：17t/日 (空きびん 8t/日、ペットボトル 6t/日、古紙・古布 3t/日) ・その他 廃乾電池等の保管、廃食用油の保管、発泡トレイの保管、蛍光管の保管 <p>啓発施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要品の修理及び再生を行うための設備 ・不要品及び再生品の展示販売を行うための設備 ・不要品及び再生品の保管のための設備 ・研修のための設備 <p>家庭系粗大・資源化物回収所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系粗大ごみの直接搬入の受入設備 ・家庭系資源化物の直接搬入の受入設備 <p>その他設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム
----------	---

6) 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

ア 本施設の設計・建設業務

建設事業者は、市と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・建設業務を行う。建設業務については、建築物及び建築設備工事、プラント工事(機械設備工事、電気・計装設備工事、配管工事)、外構工事、その他関連工事及び関連業務を行う。

イ 本施設の運営業務

S P Cは、運営業務委託契約に基づき、処理対象物の計量、受け入れ、料金徴収を行い、要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、主な運営業務は、運転業務、維持管理業務(本施設の点検整備・補修・機器更新を含む。)、清掃業務、保安業務、環境管理業務等とする。

また、S P Cは、啓発施設の運営業務及び見学希望者等への対応を併せて行う。

7) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりとする。

ア 本施設の設計・建設業務に係る対価

市は、本施設の設計・建設業務に係る対価について、「工事請負契約書」に基づき、建設事業者を支払う。

イ 本施設の運営業務に係る対価

市は、運営業務に係る対価（以下「委託料」という。）について、「運営業務委託契約書」に基づき、SPCに支払う。委託料は、固定料金と変動料金（一般廃棄物の処理量に応じて変動）で構成されるものとする。委託料は、物価変動に基づき年1回の改定を行うものとする。なお、運営業務内容については、概ね5年毎に見直す予定である。

ウ 資源化物の取扱い

資源化物の売却については、市で行う予定である。市は、SPCに対して、資源化物（破碎系の鉄類及びアルミ類）の品質を高める努力を促すインセンティブフィーの支払を想定している。

（5）法令等の遵守

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

次の考え方・手順に従い、PFI法に準じて本事業を特定事業として選定し、その結果を評価の内容と併せて公表する。

（1）選定方法

次の2点を満たす場合、本事業を特定事業として選定する。

- 1) 民間事業者を支払う設計・建設業務に係る対価及び委託料を含め、事業期間全体における市の費用の総額について定量的評価（事業期間における公共財政負担の評価）を行い、市が自ら実施する場合と比較して公共財政負担の削減が見込めること。
- 2) 事業期間全体における事業責任分担及び公共サービスの水準について定性的評価を行い、市が自ら実施する場合と比較して公共のリスクの低減及び公共サービス等の水準の維持ないし向上が見込めること。

（2）選定手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果は公表する。

1) 定量的評価の実施

ア 事業期間全体における市の費用の総額の評価

2) 定性的評価の実施

ア 民間事業者に移転させるリスクの評価

イ 公共サービス等の水準の評価

3) 上記1)及び2)の評価に基づき本事業を特定事業として選定する。

4) 評価の結果を公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

市は、本事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意して事業者を選定する。なお、事業者の選定は、価格及びその他の条件により選定を行う総合評価一般競争入札（高度技術提案型）で行う予定である。

なお、本事業はWTO政府調達協定（1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

2 事業者の募集及び選定の手順

（1）事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は次のとおりとする。

平成23年 2月 1日(火)	実施方針の公表
平成23年 2月21日(月) ～ 2月25日(金)	実施方針に関する質問・意見の受付
平成23年 3月18日(金)	実施方針に関する質問・意見への回答
平成23年 3月	特定事業の選定及び公表
平成23年 5月	入札公告、入札説明書等の公表
平成23年 5月	入札参加資格に関する質問の受付
平成23年 6月	入札参加資格に関する質問回答の公表
平成23年 6月	入札参加表明書の受付
平成23年 6月	入札参加表明書の確認
平成23年 7月	その他全般に関する質問の受付（入札参加資格を除く）
平成23年 7月	その他全般に関する質問回答の公表（入札参加資格を除く）
平成23年 8月	技術提案書の受付
平成23年 9月	技術対話
平成23年10月	改善通知
平成23年11月	改善技術提案書の受付
平成23年11月	入札
平成23年12月	参加資格の審査
平成23年12月	落札者の決定
平成24年 1月	基本協定の締結
平成24年 1月	特定事業契約の締結（仮契約）
平成24年 3月	特定事業契約の締結（本契約）

(2) 事業者の募集手続き等

1) 実施方針の公表

実施方針を、平成23年2月1日(火)に公表する。

2) 実施方針に関する質問・意見の受付

実施方針に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：平成23年2月21日(月)～2月25日(金)午後5時

イ 提出方法：質問・意見の提出方法は原則として、添付の様式1に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル(Microsoft Word 2003で読取りが可能なもの)を添付し、岡山市環境局環境施設課に送付して提出するものとする。市は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

E-mail : kankyoushsetsuka@city.okayama.jp

3) 実施方針に関する質問・意見への回答

提出された質問・意見への回答は、平成23年3月18日(金)までに、岡山市ホームページにおいて公表する。

(<http://www.city.okayama.jp/kankyou/kankyousisetu/index.html>)

4) 特定事業の選定及び公表

実施方針に関する意見等を踏まえ、PFI法に準じて実施することが適切であると認められる場合、本事業を特定事業として選定し、平成23年3月に公表することを予定している。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

1) 入札参加者は、本施設の設計業務を行う者、建築物の建設業務を行う者、プラントの建設業務を行う者、及び運營業務を行う者で構成されるものとする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、参加表明時に構成員の企業名を表明するものとする。

2) 設計・建設業務において、市と建設工事請負契約を締結する者(特定建設工事共同企業体を結成する場合はそのメンバーになる者)は、構成員とならなければならない。また、運營業務において、SPCから直接業務の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。

- 3) 入札参加者の構成員の企業数の上限は任意とするが、構成員は本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- 4) 入札参加者は、下記(2) - 3)に定める「本施設のプラントの建設業務を行う者」1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、SPCに50%超の出資をするとともに、50%を超えるSPCの議決権割合を有するものとする。また、建設事業者が複数の企業で構成される特定建設工事共同企業体となる場合、代表企業が当該共同企業体の唯一最大の出資者になるものとする。
- 5) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うものとする。
- 6) 入札参加者の構成員(参加表明書提出以降、市がやむをえない事情と認めた場合、並びに入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成員を含む。)は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

(2) 各業務を行う者の要件

入札参加者は、次の1)から4)の各項の要件を満たす者とする。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。また、1)、2)及び3)の業務を共同で行うときは、特定建設工事共同企業体を結成して参加することとする。この場合において、2)及び3)に係る業務を行うものにあつては、10%以上の出資比率であるものとし、1)に係る業務を行う者については、出資があることを条件とする。

1) 本施設の設計業務を行う者の要件

本施設の設計業務を行う者は構成員とし、次の要件を全て満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、いずれの者も次の要件を全て満たすこと。

- ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- イ 開札日時点において、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程に基づき岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)又は岡山市特定調達契約に係る有資格者名簿(以下「特定調達名簿」という。)に登載されていること。
- ウ 開札日時点において、本市発注の建設コンサルタント業務等において低入札価格調査基準価格未滿等で応札したことにより、入札参加制限を受けていないこと。

2) 本施設の建築物の建設業務を行う者の要件

本施設の建築物の建設業務を行う者（下請負業者等を除く。）は構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たし、他の者はオ以外の要件を満たすこと。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 一級建築士の免許取得者を有すること。

ウ 建設業法における建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本工事に専任で配置できること。

エ 開札日時点において、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。

オ 参加表明書の提出期限日において、平成8年4月1日以降、1棟で下記（ア）から（エ）までを全て満たす建築工事を元請で契約し、完成後引渡し完了した実績を有すること。（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、構成員数が2社の場合は出資比率が30%以上、3社の場合は20%以上のものに限り、実績として認める。）

（ア）新築又は増築工事

（イ）鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

（ウ）4階建以上

（エ）1棟あたりの延床面積が5,000㎡以上。ただし、増築工事の場合は、既存部分の面積は含まないものとする。

カ 参加表明書の提出期限日において、有効な最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「最新の経審」という。）における建築一式工事の総合評定値が1社で参加するときは1,000点以上、複数で参加するときは820点以上であること。ただし、複数で参加する時は、そのうち1社は1,000点以上であること。

キ 開札日時点において、本市発注の建設工事において低入札価格調査基準価格未満で応札したことにより、入札参加制限を受けていないこと。

3) 本施設のプラントの建設業務を行う者の要件

本施設のプラントの建設業務を行う者（下請負業者等を除く。）は構成員とし、次の要件を全て満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たし、他の者はエ以外の要件を満たすこと。

- ア 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- イ 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本工事に専任で配置できること。
- ウ 開札日時点において、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。
- エ 参加表明書の提出期限日において、平成 13 年 4 月 1 日以降、下記(ア)及び(イ)を全て満たす清掃施設工事を元請で契約し、完成後引渡し完了した実績を有すること。
 - (ア) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設
 - (イ) 施設規模 20 t /日以上処理能力を有するリサイクルプラザ(ただし、破碎・選別設備を有するもの)
- オ 参加表明書の提出期限日において、最新の経審における清掃施設工事業の総合評価値が 950 点以上であること。
- カ 開札日時点において、本市発注の建設工事において低入札価格調査基準価格未満で応札したことにより、入札参加制限を受けていないこと。

4) 本施設の運営業務を行う者の要件

本施設の運営業務を行う者は構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たし、他の者はア及びイの要件を満たすこと。

- ア 開札日時点において、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。
- イ 開札日時点において、廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- ウ 参加表明書の提出期限日において、平成 13 年 4 月 1 日以降、20 t /日以上処理能力を有するリサイクルプラザ(ただし、破碎・選別設備を有するもの)の運転管理業務を元請で契約し、1 年以上実施した実績を有していること。

エ 開札日時において、廃棄物処理施設技術管理者（破砕・リサイクル施設技術管理者）になりうる資格を有し、かつ、一般廃棄物を対象とした20t/日以上処理能力を有するリサイクルプラザ（ただし、破砕・選別設備を有するもの）の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として本施設の運営開始後2年間以上専任で配置できること。

（3）入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

- 1) 地方自治法施行令第167条の4及び岡山市契約規則第2条第1項の規定に該当する者。
- 2) 入札公告に記載された開札日時において岡山市指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止又は指名留保期間中の者。
- 3) 岡山市建設工事等暴力団等排除対策要綱第2条第4号に規定する役員等のうちに同条に第7号に規定する暴力団関係者に該当する者のあるもの、又は暴力団関係者がその事業活動を支配する者。
- 4) 代表者が同じ法人又は個人が、他の入札参加者の構成員となっている者。
- 5) 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びそのものと当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。この場合において、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

なお、本事業に関し、市のアドバイザー業務を行う者は以下のとおりである。

ア パシフィックコンサルタンツ株式会社

イ 日比谷パーク法律事務所

（4）入札参加表明の確認

- 1) 入札参加表明確認基準日は、入札参加表明書の提出期限日とする。
- 2) 入札参加表明書は、次の書類を提出するものとする。
 - ア 入札参加表明書
 - イ 上記（2）- 2）- オの実績を証する書類及び上記（2）- 2）- カを証する最新の経審の写し
 - ウ 上記（2）- 3）- エの実績を証する書類及び上記（2）- 3）- オを証する最新の経審の写し

エ 上記(2) - 4) - ウの実績を証する書類

- 3) 入札参加表明確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成員が入札参加資格の要件を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員が入札参加資格の要件を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格の要件を欠いた構成員に代わって、入札参加資格の要件を有する構成員を補充し、実績等を確認し、市が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成員の入札参加表明確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格の要件を欠いた日とする。

(5) 参加資格の確認

- 1) 入札参加資格確認基準日は、開札日とする。
- 2) 入札参加資格審査申請書類及び申請方法については、入札公告による。
- 3) 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員が次の各号に該当した場合、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。
- ア 手形の不渡り、債権譲渡等により経営状態が著しく悪いとき。
 - イ 入札に当たって不正の行為があったとき。
 - ウ 建設業の許可を失う等、契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
 - エ 工事の請負契約において、建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていないとき又は同法第27条の27及び第27条の29第1項の規定による通知を受けていないとき。
 - オ 当該入札前に発生した事案により指名停止基準に基づき指名停止又は指名留保されたとき。
 - カ 前号の規定にかかわらず、指名停止基準別表第7項第1号ア若しくは第2号ア、第8項第1号、第9項又は第11項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。
 - キ 前各号のほか、法令等に違反し、契約の目的が達せられないと認められるとき。
- 4) 落札者決定日の翌日から特定事業契約の締結に係る市議会の議決日までの間、落札者の構成員が次の各号に該当し入札参加資格を欠くに至った場合、市は事業者と特定事業契約を締結しない。この場合において、市は事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
- ア 手形の不渡り、債権譲渡等により経営状態が著しく悪いとき。
 - イ 入札に当たって不正の行為があったとき。
 - ウ 建設業の許可を失う等、契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
 - エ 工事の請負契約において、建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていないとき又は同法第27条の27及び第27条の

29 第 1 項の規定による通知を受けていないとき。

オ 前号の規定にかかわらず、指名停止基準別表第 7 項第 1 号ア若しくは第 2 号ア、第 8 項第 1 号、第 9 項又は第 11 項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。

カ 前各号のほか、法令等に違反し、契約の目的が達せられないと認められるとき。

(6) S P C の設立に関する要件

1) 落札者は、仮契約締結までに S P C を岡山市内に設立すること。

2) S P C への出資は落札者の構成員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、落札者の構成員のうち、代表企業は 50% 超の出資をするとともに、50% を超える議決権割合も有すること。

3) 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで S P C の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(7) 建設工事請負契約の締結に関する要件

市は、事業者のうち設計・建設業務を行う建設事業者と建設工事請負契約を締結するにあたり、上記 3 - (2) - 1)、3 - (2) - 2) 及び 3 - (2) - 3) の要件を満たす構成員が結成した特定建設工事共同企業体と建設工事請負契約を締結する。なお、事業者が全ての参加資格要件を満たす単独企業の場合は、当該企業と建設工事請負契約を締結する。

4 審査及び選定に関する事項

市は、岡山市建設工事総合評価一般競争入札の試行に関する要綱(平成 20 年市告示第 223 号)に基づき、次のとおり審査を行う。

(1) 技術提案の審査

技術提案書を提出した入札参加者と技術対話を行い、その後、技術対話に基づく改善内容が反映された改善技術提案書を受け付ける。当該改善技術提案書について、学識経験者の意見を聴取した上で、あらかじめ定める落札者決定基準に基づき技術提案審査を行う。

(2) 総合評価

あらかじめ定める落札者決定基準に基づき、技術提案の内容及び入札価格を総合的に評価し、入札参加資格確認対象者を決定する。

(3) 参加資格の審査

入札参加資格確認対象者は、入札公告において指定する期限までに入札参加資格審査申請を行うものとする。入札参加資格確認対象者から当該申請が提出されたときは、入札公告に示す開札日時を基準として、当該申請について、入札参加資格の確認を行うものとする。

る。確認の結果、入札参加資格を有することが確認できた場合、落札者として決定する。

(4) 審査事項

審査事項は「入札説明書」に添付する「落札者決定基準」に示す。

(5) 結果の公表

落札者決定後、市は審査結果を公表する。

(6) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するものとし、市に帰属しないが、公表、展示、その他市がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(7) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うものとする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供をめざすものである。この考え方に基づいて市の考える本事業の設計・建設業務及び運営業務において発生するリスクの分類・分担を、「別紙 - 3 リスク分担表」に示す。なお、このリスク分類・分担は、今後、実施方針等に関する意見を踏まえ変更することがある。

2 提供されるサービス水準・仕様

本事業における設計・建設業務及び運営業務に関するサービス水準並びに仕様は、要求水準書において示す。

3 事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

市は、事業者が実施する本施設の設計・建設業務及び運営業務の実施状況について、モニタリングを行い、特定事業契約で定められた性能基準、サービス水準を事業者が遵守していることを確認する。なお、モニタリングに必要な費用は原則として市が負担するものとし、事業者はモニタリングに必要な書類等の作成について協力を行うものとする。

(2) モニタリングの基本的な考え方

モニタリングの実施時期と内容についての基本的な考え方は次のとおりとする。なお、モニタリング方法、内容等については特定事業契約において定める。

1) 設計・建設期間

設計・建設期間において、市は、建設事業者による業務が特定事業契約に基づき適切に履行されているか、また、設計内容及び工事内容が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしているか、定期的及び随時に確認を行う。

確認の結果、設計内容及び工事内容が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしていない等の場合、建設事業者は必要な改善措置を行うものとする。

2) 運営期間

運営期間において、市は、SPCによる運営について、業務の内容が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしているか、定期的及び随時に確認を行う。また、SPCの経営状況、財務状況について定期的に報告を求め、確認を行う。

確認の結果、業務の成果が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしていない等の場合は、SPCは必要な改善措置を行うものとし、市は場合により一定のルールに基づき市からの運営業務に係る対価の減額等の措置を行う。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 公共施設等の立地に関する事項

前記第1 - 1 - (4) - 5) - アを参照のこと。

2 施設の規模及び配置に関する事項

前記第1 - 1 - (4) - 5) - イを参照のこと。

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

また、特定事業契約に関する紛争については、岡山地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとする。

- 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
 - (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告等の措置を行い、一定の期間を与えて事業者による改善の実施を求めるものとする。事業者が当該期間内に改善をすることができない場合は、市は、特定事業契約に定める手続きに基づき特定事業契約を解除することができる。
 - (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、特定事業契約に定める手続きに基づき特定事業契約を解除することができる。
 - (3) 上記(1)及び(2)により市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
 - (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約に定める手続きに基づき特定事業契約を解除することができる。
 - (2) 上記(1)の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。
- 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合
不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面による通知をすることにより、市及び事業者は、特定事業契約を解除することができる。
- 4 その他
その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の支援に関する事項

本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3 その他

市は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 市議会の議決

市は、特定事業契約の締結にあたっては、あらかじめ市議会の議決を経るものとする。

2 情報公開及び情報提供

岡山市情報公開条例に基づき情報公開を行う。

3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

4 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

岡山市環境局環境施設課

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号

電話番号：086-803-1311 管理係（直通）

086-803-1312 施設係（直通）

F A X : 086-803-1737

E-mail : kankyoushsetsuka@city.okayama.jp

(様式第1号)

平成 年 月 日

岡山市長 高谷 茂男 様

実施方針に関する質問・意見書

「岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業」に関する実施方針について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

質問・意見者	会社名 (氏名)	
	所属 (住所)	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

実施方針への質問

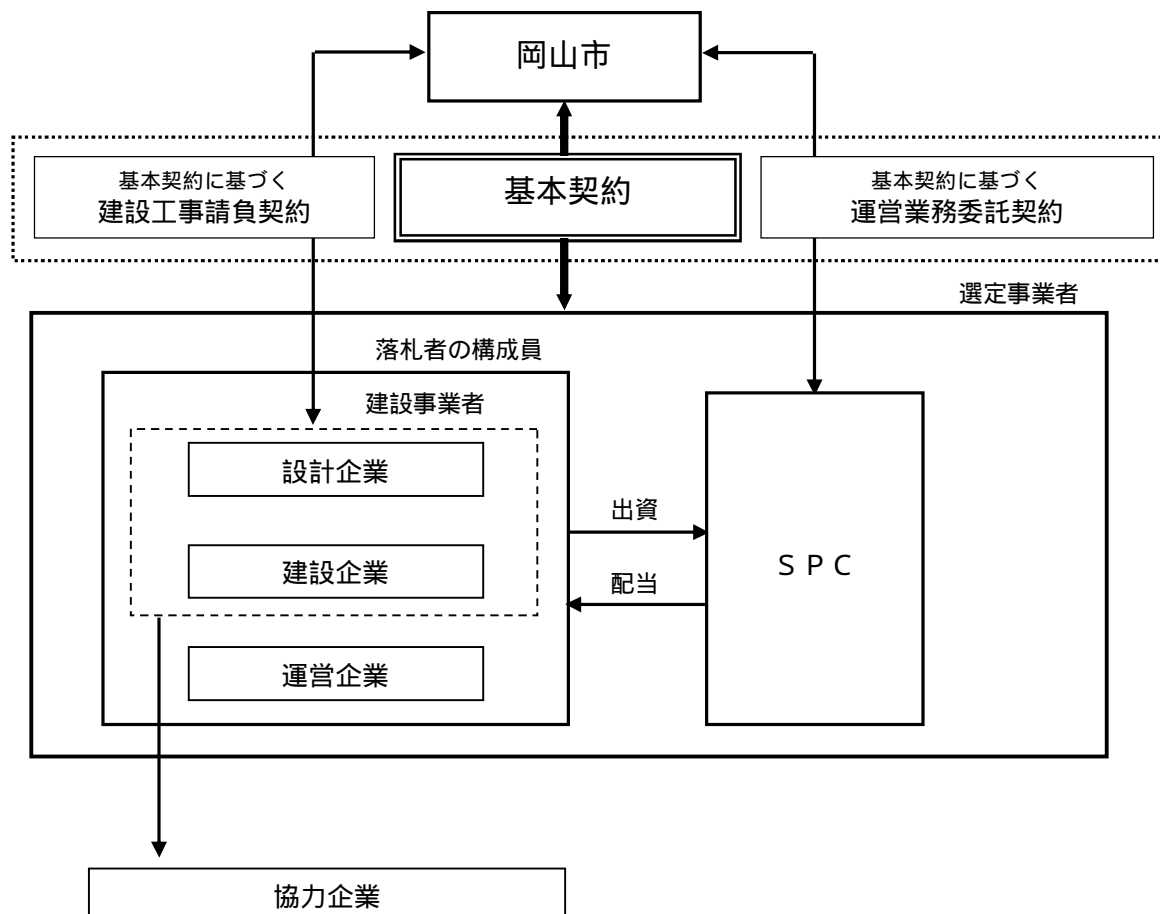
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容
1						
(例)	1	第1	1		事業名称	

実施方針への意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容
1						
(例)	1	第1	1		事業名称	

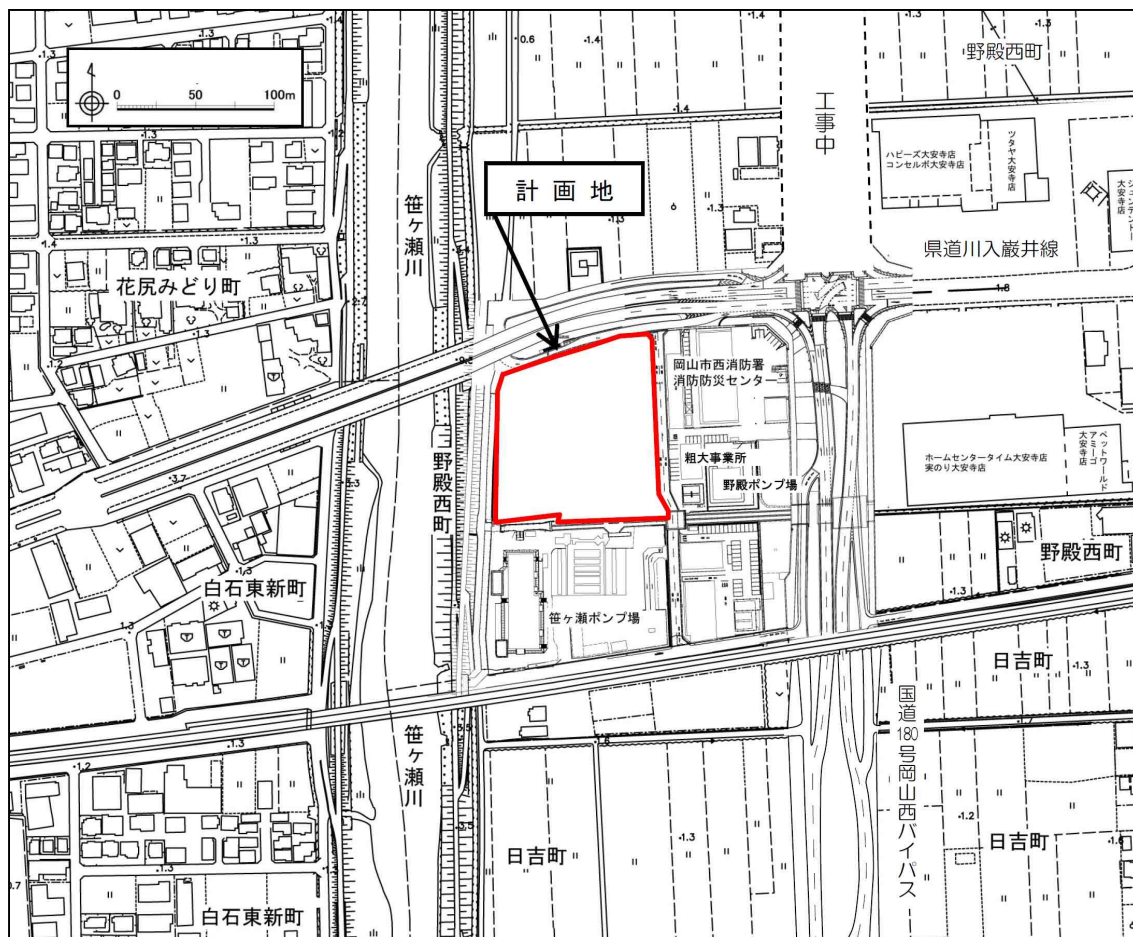
Microsoft Word 2003 で読取りが可能なもので提出して下さい。

別紙 - 1 事業スキーム図



市と落札者の構成員は、基本協定を締結する。

別紙 - 2 計画地案内図



所在地 : 岡山市北区野殿西町 428-2

敷地面積 : 約 9,400 m²

別紙 - 3 市と事業者のリスク分担表

：主分担 ：従分担

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	応募リスク	応募費用に関するもの		
	入札図書リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れによる市の要求事項の未達に関するもの		
	契約締結リスク	議会を含む市の事由により契約が結べない等に関するもの 事業者の事由により契約が結べない等に関するもの		
	資金調達リスク	事業者において必要とする資金調達に関するもの 市において必要となる資金調達に関するもの		
	交付金リスク	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない場合又は事業者の事由により交付金の交付が遅延し事業開始が遅延する場合に関するもの その他の事由により予定していた交付金額が交付されない場合又はその他の事由により交付金の交付が遅延し事業開始が遅延する場合に関するもの		
	法制度リスク	本事業に直接関係する法制度の新設、変更、廃止等に関するもの 上記以外の法制度の新設、変更、廃止等に関するもの		
	税制度リスク	事業者の利益に課せられる税制度の新設、変更、廃止等に関するもの 上記以外の税制度の新設、変更、廃止等に関するもの		
	政治リスク	政策方針の変更による事業中止、費用の増大等に関するもの		
	物価変動リスク	インフレ・デフレに係る一定範囲内の費用増大に関するもの インフレ・デフレに係る一定範囲を超える部分の費用増大に関するもの		
	金利変動リスク	金利の変動に伴う市の資金調達に係る費用の増大に関するもの 金利の変動に伴う事業者の資金調達に係る費用の増大に関するもの		
	債務不履行リスク	市の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行等に関するもの 事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行等に関するもの		
	近隣対応リスク	本施設の設置に対する住民反対運動・訴訟等に関するもの 事業者が実施する業務に起因して生じる周辺住民の対応に関するもの		
	環境保全リスク	事業者が実施する業務に起因して生じる有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するもの		
	既存施設への影響リスク	事業者の事由による周辺既存施設の影響に関するもの		
	第三者賠償リスク	事業者が実施する業務に起因して生じる事故、本施設の劣化等、運営の不備による事故等に対する賠償に関するもの		
計画・設計段階	不可抗力リスク	天災・暴動などによる費用の増大等に関するもの		
	計画策定リスク	本事業における計画策定に関するもの		
	計画変更リスク	市の事由による計画変更に関するもの 事業者の事由による計画変更に関するもの		
	測量・調査リスク	市が実施した測量・地質調査等に関するもの 事業者が実施した測量・地質調査等に関するもの		
	設計・設計変更リスク	市の提示条件、指示の不備、市の要求による設計・設計変更に関するもの 事業者の提示内容、指示、判断の不備による設計・設計変更に関するもの		
	建設着工遅延リスク	市の事由による建設工事の着工遅延に関するもの 事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		
	用地リスク	当該事業用地の確保に関するもの		

: 主分担 : 従分担

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
建設段階	許認可取得リスク	市による必要許認可取得に関するもの 事業者による必要許認可取得に関するもの		
	試運転・引渡性能試験リスク	契約で規定した要求性能未達による費用増大、遅延に関するもの 試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等に関するもの		
	完工リスク	市に起因した工事遅延・未完工による本施設の供用開始の遅延に関するもの 事業者に起因した工事遅延・未完工による本施設の供用開始の遅延に関するもの		
	一般的損害リスク	建設工事の目的物、材料、他関連工事に関して生じた損害に関するもの		
	建設費超過リスク	市の提示の条件の不備、指示、市の要求による工事費の増大に関するもの 事業者の事由による工事費の増大に関するもの		
運営段階	運営計画変更リスク	市の事由による運営計画の変更に関するもの 事業者の事由による運営計画の変更に関するもの		
	性能リスク	契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合の費用増大に関するもの		
	施設瑕疵リスク	契約上の瑕疵担保期間中の施設瑕疵に関するもの		
	運転・保守リスク	設備機器の運営の基準未達による費用増大、運転停止に関するもの		
		搬入するごみに処理不適物が混入していた場合の費用増大、運転停止に関するもの（事業者の善良なる管理者の注意義務違反の場合）		
		搬入するごみに処理不適物が混入していた場合の費用増大、運転停止に関するもの（事業者の善良なる管理者の注意義務をもっても排除できない場合）		
		その他の運営不備による費用増大、運転停止に関するもの		
	施設・設備損傷リスク	事故・火災等による修復等に係る費用増大に関するもの		
		施設・設備の老朽化、劣化、運営不備に関するもの		
		警備の不備による第三者の行為によるもの ごみ収集車・搬入車等に関するもの		
ごみ量変動リスク	受入廃棄物の量が契約書に規定する範囲を著しく逸脱した場合の費用増大等に関するもの			
	受入廃棄物の量が契約書に規定する範囲を著しく逸脱しない場合及び範囲内である場合の費用増大等に関するもの			
ごみ質変動リスク	受入廃棄物の質が契約書に規定する範囲を著しく逸脱した場合の費用増大等に関するもの			
	受入廃棄物の質が契約書に規定する範囲を著しく逸脱しない場合及び範囲内である場合の費用増大等に関するもの			
ごみ量の搬入調整リスク	他施設との搬入ごみ調整に関するもの			
ユーティリティに係るリスク	電気、水道等のユーティリティの事故・故障等による費用増大、運転停止に関するもの			
終了時	施設の健全性リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		
	施設の引継ぎリスク	事業期間終了後、本施設を引き継ぐ際に発生する費用に関するもの 事業期間終了後、本施設の引継ぎ先の選定に関するもの		

リスク負担の詳細については、入札公告において明らかにする。